

新規登録団体資料

(特定非営利活動法人 ひらかた子ども食堂ファンクラブ)

① 団体登録申請書	・・・ P1
② 団体登録簿	・・・ P3
③ 定款	・・・ P5
④ 登記事項証明書	・・・ P15
⑤ 2019年度事業報告書	・・・ P17
⑥ 2019年度活動計算書	・・・ P19
⑦ 前事業年度の役員名簿	・・・ P21
⑧ 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿	・・・ P23
⑨ 申請時の事業年度の事業計画書	・・・ P25
⑩ 申請時の事業年度の活動計算書	・・・ P27
⑪ その他参考資料	・・・ P29



令和 2 年 7 月 17 日

枚 方 市 長

申 請 者
団 体 名
主たる事務所
の所在 地
代 表 者
連 絡 先

特定非営利活動法人ひがた子ども食堂

枚方市楠葉並木2-28-9

大橋 智洋

枚方市NPO活動応援基金 団体登録申請書

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体として登録したいので、下記の書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類

- (1) 団体登録簿
- (2) 定款
- (3) 登記事項証明書（履歴事項証明書または現在事項証明書、発行日から 6 ヶ月以内）
- (4) 前事業年度の事業報告書
- (5) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (6) 前事業年度の役員名簿
- (7) 前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿
- (8) 申請時の事業年度の事業計画書
- (9) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）
- (10) その他参考資料〔団体の活動を確認できるもの〕

※ (4)～(7)については、所轄庁に提出した書類の写しとする。

※ (5) 及び (9) の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- (2) 主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- (3) 主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- (4) 事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- (5) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

枚方市NPO活動応援基金 団体登録簿

令和2年7月17日届出

団体名	フリガナ トクライセイリカソウホジニセラカタコトモニストラカニケブ 特定非営利活動法人ひらた子ども食堂プロジェクト		
代表者氏名	フリガナ オオハレ トモヒ 大橋 智洋		
主たる事務所の所在地	〒573-1111 枚方市楠葉並木2-28-4		
電話番号	[REDACTED]	FAX	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]		
ホームページアドレス	http:// Facebookページのみ		
活動分野	※活動分野分類表より、いずれか一つに○印く団体の定款と必ず一致していること> 1 2 3 4 5 ⑥ 7		
活動内容	※PRや活動成果等を記入 子ども食堂を実施する団体や個人に対して、運営上の支援や援助を行ない、子どもの居場所創りを推進します。また、 当法人による子ども食堂の立ち上げサポートは約9箇所で、 各子ども食堂へのボランティア参加は約30人程度です。		
活動を開始した年月日	平成29年7月7日 〔NPO法人設立（登記）年月日／平成29年7月7日〕		
団体の運営状況（本登録簿の届出日現在）	①会員数 会員 10人 ●内 訳／正会員 10人 賛助会員 人 ②スタッフの構成 ●常勤有給スタッフ 人 非常勤有給スタッフ 人 ボランティア等 20人 ファンドレイザー（資金調達係）専任 人 兼任 人 ③入会金 有・無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 円		

様式第2号／NPO活動応援基金

団体の運営 状況(本登録 簿の届出日 現在)	<p>④会費 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u>1万円/年</u></p> <p>⑤寄付金 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u>約150万円/年</u></p> <p>⑥事業実績(過去3年に実施した他の補助事業・委託事業を記載してください。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)</th> <th>補助・受託額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額												
	事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額															
運営総経費 のうち特定 非営利活動 の占める割 合	<p>①特定非営利活動に係る事業以外の事業(「その他の事業」) 実施している <input checked="" type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> ※いずれかに○印 ●実施している場合はその事業に係る経費 _____ 円</p>																	
	<p>②特定非営利活動に係る事業(根拠: _____ 年度収支計算書又 は活動計算書)</p> <p>●運営総経費のうち特定非営利活動に係る経費 (事業費+管理費) <u>1707154円</u></p>																	
	<p>②/①+② = <u>100</u> % (小数点以下四捨五入) 注:「その他の事業」を実施していない場合は100%と記入</p>																	
当基金に登 録する理由	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達のため 事業拡大のため <input checked="" type="checkbox"/> 社会的信用力が向上すると考えるため その他() 																	

特定非営利活動法人ひらかた子ども食堂ファンクラブ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ひらかた子ども食堂ファンクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市楠葉並木二丁目28番4号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「子ども食堂」事業を実施する団体・個人に対して、運営上の支援や補助を行い、もって子どもの居場所づくりの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、子どもの健全育成を図る特定非営利活動を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子ども食堂の広報・推進事業
- (2) 子ども食堂の運営支援・人材育成事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、その他を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができます。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に關し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第 33 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報又はこの法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	大 橋 智 洋
副理事長	黒 野 正 法
同	梅 原 知 子
同	赤 崎 真 理 子
監事	杉 森 久 崎

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 0円
正会員会費 年額金 10,000円
- (2) 賛助会員入会金 0円
賛助会員会費 年額金 3,000円

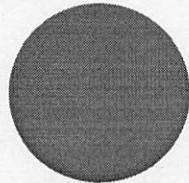
令和 年 月 日

以上は、当法人の現行定款に相違ありません。

大阪府枚方市楠葉並木二丁目28番4号

特定非営利活動法人ひらかた子ども食堂ファンクラブ

理事長 大橋智洋



履歴事項全部証明書

大阪府枚方市楠葉並木二丁目28番4号
特定非営利活動法人ひらかた子ども食堂ファンクラブ

会社法人等番号	1200-05-019599	
名 称	特定非営利活動法人ひらかた子ども食堂ファンクラブ	
主たる事務所	<u>大阪府枚方市招提元町二丁目25番23号</u>	
	大阪府枚方市楠葉並木二丁目28番4号	平成30年 5月26日移転
		平成30年 7月 9日登記
法人成立の年月日	平成29年7月7日	
目的等	<p>目的及び事業</p> <p>この法人は、「子ども食堂」事業を実施する団体・個人に対して、運営上の支援や補助を行い、もって子どもの居場所づくりの推進に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、その目的を達成するため、子どもの健全育成を図る特定非営利活動を行う。</p> <p>この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1) 子ども食堂の広報・推進事業 (2) 子ども食堂の運営支援・人材育成事業</p>	
役員に関する事項	<p><u>大阪府枚方市楠葉面取町一丁目15番32号</u> <u>理事 大橋 智洋</u></p> <p><u>京都府八幡市八幡小松8番地の30</u> <u>理事 黒野 正法</u></p> <p><u>京都府八幡市八幡小松8番地の30</u> <u>理事 黒野 正法</u></p>	
	平成30年 5月26日代表権喪失	
	平成30年 7月 9日登記	
	平成30年 5月26日就任	
	平成30年 7月 9日登記	
	令和 1年 7月 1日重任	
	令和 1年10月30日登記	
	令和 1年 9月 7日代表権喪失	
	令和 1年10月30日登記	

大阪府枚方市楠葉並木二丁目28番4号
特定非営利活動法人ひらかた子ども食堂ファンクラブ

	大阪府枚方市楠葉面取町一丁目15番32号 理事 大橋智洋	令和1年9月7日就任 令和1年10月30日登記
資産の総額	金0円	
	金4万7319円 平成30年3月31日変更	平成30年7月9日登記
登記記録に関する事項	設立	平成29年7月7日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。
(大阪法務局管轄)

令和2年7月15日
大阪法務局枚方出張所
登記官

大谷邦彦



令和元年度事業報告書

特定非営利活動法人 ひらかた子ども食堂ファンクラブ

I 事業期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

II 事業の成果

子ども食堂啓発事業のイベントとして「子ども食堂だよ！全員集合」を開催し、多くの方に子ども食堂を知ってもらうことができた。また、実際に運営されている方や、子ども食堂を応援したい方や、子ども食堂に行ってみたい方などたくさんの方と楽しみながら繋がることができた。

子ども食堂広報・推進活動では、リーフレットの作成・配布を通じて多くの方に、子ども食堂の存在を知ってもらうことができた。

クリスマスイベント事業では、希望する全ての子ども食堂にクリスマスプレゼントを配布するとともに、可能な限りサンタの格好をして手渡しすることで、子どもたちに喜んでもらうことができた。

1 特定非営利活動に係る事業

(1)、(事業名) 子ども食堂啓発事業

(内 容) 子ども食堂の啓発活動と、子ども食堂の関係者や実際に運営されている方等を市民に知ってもらい、楽しみながら多くの方と繋がることを目的とした事業

(実施場所) 枚方市市民会館、岡東中央公園

(実施日時) 令和元年12月8日

(事業対象者) 枚方市民

(収 入) 0円

(支 出) 1,012,398円

(2)、(事業名) 子ども食堂広報・推進活動

(内 容) SNSの利用及びリーフレットを作成・配布し、枚方市市内の子ども食堂事業をPR

(実施場所) 枚方市内全域

(実施日時) 平成31年4月1日～令和2年3月31日

(事業対象者) 枚方市民

(収 入) 0円

(支 出) 108,000円

(3)、(事業名) クリスマスイベント事業

(内 容) 枚方市内にある子ども食堂にサンタの格好をしてプレゼントを配布し、子ども食堂に通う子どもたちに喜んでもらう事業

(実施日時) 令和元年12月1日～12月27日

(事業対象者) 枚方市内の子どもたち

(収 入) 0円

(支 出) 505, 001円

(4)、(事業名) 子ども食堂花火観覧招待事業
(内 容) 枚方市内にある子ども食堂にかかる関係者を対象に無料で花火観覧を招待し、交流を深めてもらう事業
(実施場所) 淀川河川敷公園（枚方市）
(実施日時) 令和元年9月1日
(事業対象者) 枚方市内の子ども食堂関係者
(収 入) 0円
(支 出) 3, 000円

(5)、(事業名) 子ども食堂ネットワーク会議開催事業
(内 容) 子ども食堂を運営されている方や、支援したい方、これから何かしたい方を集めて、情報交換をする事業
(実施場所) 枚方市市民会館、ママステーション等
(実施日時) 奇数月の第2火曜日
(事業対象者) 子ども食堂関係者
(収 入) 0円
(支 出) 78, 355円

IV 社員総会の開催状況

第2回通常総会

(日 時) 令和元年6月30日 18時00分から19時00分
(場 所) 当法人主たる事務所
(社員総数) 10名
(出席者数) 10名
(内 容) 平成30年度の決算と令和元年度の予算の承認について
理事任期満了に伴う後任者選任の件

V 理事会その他の役員会の開催状況

月例理事会

(日 時) 毎月第3金曜日
(場 所) 当法人主たる事務所
(出席者数) 4名
(内 容) 各月に実施した事業の報告や次月に実施予定の事業の報告など

31年度 活動計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

特定非営利活動法人ひらかた子ども食堂ファンクラブ
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,591,573		
3. 受取助成金等			
その他収益			
4. 受取利息			
雑収益	0		
経常収益計	0		
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	239,856		
広告宣伝費	39,071		
消耗品費	105,181		
支援経費	3,000		
支払保険料	1,241,291		
イベント経費	1,628,399		
その他経費計			
事業費計	1,628,399		
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	62,540		
消耗品費	8,999		
通信費	6,384		
租税公課	400		
支払手数料	432		
その他経費計	78,755		
管理費計	78,755		
経常費用計			
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額			
法人税、住民税及び事業税			
当期正味財産増減額			
前期正味財産額			
次期繰越正味財産額			
		-15,581	
		0	
		0	
		0	
		0	
		-15,581	
		137,637	
		122,056	

役員名簿

特定非営利活動法人 ひらかた子ども食堂ファンクラブ

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	おおはしともひろ 大橋智洋	大阪府枚方市[REDACTED]	無
理事	くろのまさのり 黒野正法	京都府八幡市[REDACTED]	無
理事	うめはらともこ 梅原知子	大阪府枚方市[REDACTED]	無
理事	きしがみじゅんや 岸上純也	大阪府枚方市[REDACTED]	無
監事	すぎもりひさや 杉森久哉	大阪府枚方市[REDACTED]	無

社員のうち10人以上の者の氏名及び住所・居所を記載した書面

特定非営利活動法人 ひらかた子ども食堂ファンクラブ
(令和2年3月31日現在)

	氏名	住所又は居所
1	大橋智洋	大阪府枚方市[REDACTED]
2	黒野正法	京都府八幡市[REDACTED]
3	梅原知子	大阪府枚方市[REDACTED]
4	和田由美子	大阪府枚方市[REDACTED]
5	杉森久哉	大阪府枚方市[REDACTED]
6	川添賢史	大阪府枚方市[REDACTED]
7	山口哲也	大阪府枚方市[REDACTED]
8	岸上純也	大阪府枚方市[REDACTED]
9	大西信幸	大阪市[REDACTED]
10	村橋彰	大阪府交野市[REDACTED]

令和2度事業計画書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

特定非営利活動法人ひらかた子ども食堂ファンクラブ

I 事業の実施方針

- ・子ども食堂について一般市民に向けて広く推進するためのリーフレット・ポスター等を作成します。
- ・子ども食堂事業者の運営を支援するための情報提供、ボランティアを含む支援者をつなぐ各種機会を提供します。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 子ども食堂の広報・推進事業

【内 容】 子ども食堂リーフレット作成・配布による子ども食堂の啓発事業

【実施場所】 枚方市内各子ども食堂事業者所在地

【実施日時】 2020年6月～8月

【事業の対象者】 枚方市内各子ども食堂事業者

【収 入】 0円

【支 出】 80千円（リーフレット作成80千円）

(2) 子ども食堂の啓発事業（子ども食堂だよ全員集合事業）

【内 容】 子ども食堂を実施する人や応援するボランティアと一緒に集め、さらなる支援者を募る事業

【実施場所】 枚方市内の大规模公園

【実施日時】 2020年12月～翌年2月（未定）

【事業の対象者】 枚方市内各子ども食堂事業者及びボランティア・支援希望者

【収 入】 0千円（参加費0）

【支 出】 100千円（備品、会場代、周知代等）

(3) 子ども食堂クリスマス事業

【内 容】 子ども食堂に集う子どもたちへのクリスマスプレゼントをお配りする事業

【実施場所】 枚方市内の子ども食堂

【実施日時】 2020年12月中旬から下旬～翌年2月

【事業の対象者】 枚方市内各子ども食堂に集う子どもたち

【収 入】 0千円

【支 出】 100千円（プレゼント代）

(4) 子ども食堂ネットワーク運営事業

【内 容】 子ども食堂同士の横の連携を深める事業

【実施場所】 枚方市内の子ども食堂をつなぎ、ボランティアも含めた人的資源の連携等を図る事業

【実施日時】 2020年4月から翌年3月末まで奇数月に一度の会合

【事業の対象者】 枚方市内各子ども食堂実施者やボランティア

吸入 0円
支出 35円(会場代)

令和2年度收支予算書

27

収入の部

項目	予算額
会員収入	100,000
賛助会員収入	0
寄付収入	1,500,000
合計	1,600,000

支出の部

項目	予算額
リーフレット	80,000
子ども食堂啓発事業(全員集合イベント)	900,000
クリスマス事業	500,000
ネットワーク運営	80,000
予備費	40,000
合計	1,600,000

※1.このフォーマットの行が足りない場合は適宜増やして下さい。(フォント、文字サイズ、枚数は不問。)
 ※2.事業開催後は速やかに決算書を作成し、事業報告書とともに提出すること。

子どもは地域の宝物
安心できる居場所づくりを!

みんなの
子ども食堂へいにゅう!

子ども食堂 ファンクラブ

NPO法人

子ども食堂は、みんなの居場所!!!

子どもを真ん中に「地域」がつながると、
実は、大人にとっても一人ひとり大切な居場所になっているのです。

隣近所もつながりやふれあいが、少なくなってきた風潮の中、ひとりでも多くのおとなと子どもが「地域」で出会うことの重要性を「食を通して」ふれあう「子ども食堂」として活動しています。地域を丸ごと受け入れる「だれでもおいで」という理念の上に、本当にしんどい子どもたち、課題のある家庭に届いて欲しいという願いをしっかりとしながら、関わるおとなが温かい雰囲気と、優しい眼差しで、心地よい空間を創り出すことが求められています。環境を選べない子どもたちを、おとなが選ぶことなく、全ての子どもたちにとって、また子どもに限らず、子どもを真ん中に地域が「出会い、つながり、育ち合い、見守りの場」それが子ども食堂なのです。

だから、、、

子どもがおとなに育つまで、一緒に寄り添い、継続していくためにも。

みなさんの気持ちをほんの少しだけ、子どもたちの未来につなげてもらえませんか???

こんな人がこのNPO法人を運営しています。 理事長 大橋智洋

ちいさいほいくえんみんなの里の園長として、地域で子どもたちを見守っています。
子ども食堂は子どもたちだけでなく、みんなの居場所。大人がつながれば、こどもたちも安心します。
人を分けることをせず、だれでもおいでの気持ちで、私たちは子ども食堂を応援していきたいと
考えています。

令和はつながりの時代。

誰ひとり取り残すことなく、みんなでつながって、みんなでよくなっていく地域を創っていきましょう!



子ども食堂とは??

枚方市の補助事業として、保健所などのチェックを受けた上で、実施されているものです。

現在では、あえて市等の補助を受けずにしておられる子ども食堂もありますが、子どもや親の居場所となるものであれば、私たちは応援していきたいと思っています。

市の補助事業のところは中学生以下無料です。

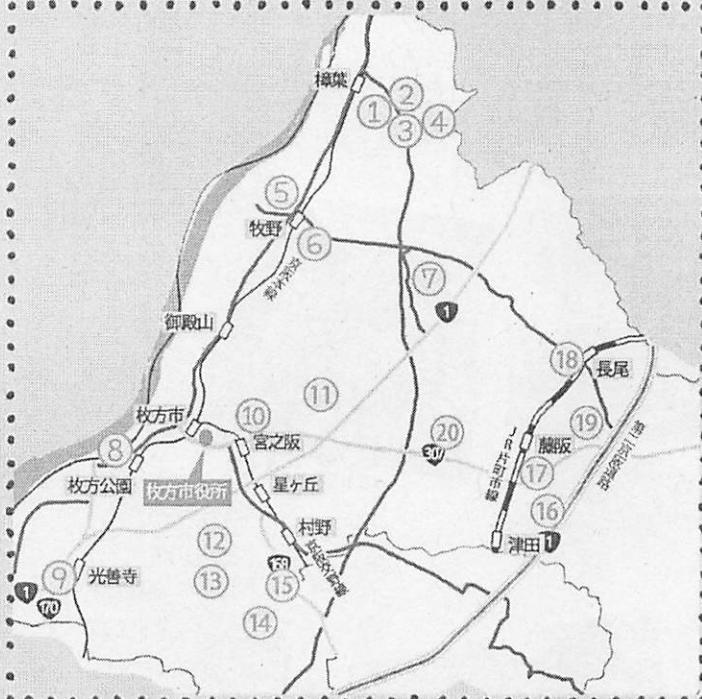
子ども食堂リスト

*令和2年4月1日現在



	小学校区	名称	実施場所(住所)	実施日時	参加料	お問い合わせ
①	樟葉西	みん里0円 こども食堂	ちいさいほいくえんみんなの里 (楠葉並木2-28-4)	毎週金曜日 17:30~20:00	高校生以下無料 大人500円	072 845-6818
②	樟葉西	みん里 くずはこども食堂	楠葉生涯学習市民センター (楠葉並木2-29-5)	第4金曜日 17:30~20:00	高校生以下無料 大人500円	072 845-6818
③	樟葉西	さざなみ こども食堂	さざなみデイサービスセンター (楠葉並木2-20-6)	第1・3金曜日 17:00~20:00	中学生以下無料 高校生以上500円	072 867-5295
④	樟葉南	あさみ 子ども食堂	楠葉朝日・美咲自治会集会所 (楠葉朝日1-17-1)	第2金曜日 17:30~20:00	中学生以下無料 高校生以上500円	072 856-4724
⑤	牧野	放課後kids 子ども食堂	牧野生涯学習市民センター 牧野北分館 (牧野北町11-1)	第3木曜日 17:30~20:00	中学生以下無料 高校生以上300円	06 6170-3729
⑥	殿山第二	牧野サクラ会	カフェレスト風鈴火山 (牧野坂2-5-19-2F)	毎週金曜日 17:00~20:00	中学生以下無料 高校生以上300円	072 856-3799
⑦	招提	招提子ども食堂	枚方市立招提小学校 (招提東町2-2-8)	第3水曜日 17:00~20:00	中学生以下無料 高校生以上500円	072 868-5880
⑧	枚方	とれぶりんか枚方 子ども食堂	枚方公園青少年センター (伊加賀東町6-8)	第3金曜日 17:30~19:30	中学生以下無料 高校生以上300円	090 4289-5317
⑨	さだ	さだ 子ども食堂	さだ生涯学習市民センター (北中振3-27-10)	第3水曜日 17:00~19:00	中学生以下無料 高校・大学生300円 大人500円	090 9706-2636
⑩	明倫	子ども いきいき笑顔食堂	チカラのみせ処「宮ノサポ」 (宮之阪1-19-2)	第2・4木曜日 17:30~19:30	中学生以下無料 高校生・大人400円 65歳以上300円	090 3149-0861
⑪	中宮	子どもの遊び場 キッチンあまつばめ	小規模特別養護老人ホーム のぞみ (堂山1-39-1)	毎週木曜日 17:00~19:00	中学生以下無料 高校生以上500円	072 807-3171
⑫	開成	子ども食堂みらい	南部生涯学習市民センター (香里ヶ丘1-1-2)	第2金曜日 17:30~20:30	中学生以下無料 高校生以上500円	072 843-5306
⑬	香陽	ひまわり畑 子ども食堂	えほんのお部屋ひまわり畑 (香里ヶ丘12-6-28)	第1・3金曜日 17:30~19:30	中学生以下無料 高校生以上300円	090 6739-7064
⑭	春日	ルポンこども食堂	カフェルポン (高田2-20-17)	第4木曜日 17:00~20:00	中学生以下無料 高校生以上500円	072 396-8785
⑮	川越	川越子ども食堂	枚方市立川越小学校 (釈尊寺町30-1)	第1・3金曜日 17:30~19:30	中学生以下無料 高校生以上 350円	090 3977-7197
⑯	津田南	なんいろいろ こども食堂	デイサービスないろいろ (春日東町2-28-30)	第1土曜日 17:30~19:30	18歳以下無料 19歳以上500円 60歳以上200円	072 897-2101
⑰	津田	津田子ども食堂	津田生涯学習市民センター (津田北町2-25-3)	第2金曜日 18:00~20:30	中学生以下無料 高校・大学生150円 大人300円	072
⑱	菅原	菅原子ども食堂	菅原生涯学習市民センター (長尾元町1-35-1)	第3土曜日 18:00~20:30	中学生以下無料 高校・大学生150円 大人300円	845-6818
⑲	菅原東	子ども食堂 すがはらひがし	菅原東小学校 (藤阪東3-10-1)	第1・3土曜日 8:00~10:00	中学生以下無料 高校生以上150円	072 859-5005
⑳	津田	大峰シャンボール 子ども食堂	Pan de シャンボール (大峰南町15-28)	第4金曜日 17:00~19:00	中学生以下無料 高校生以上500円	072 858-8906

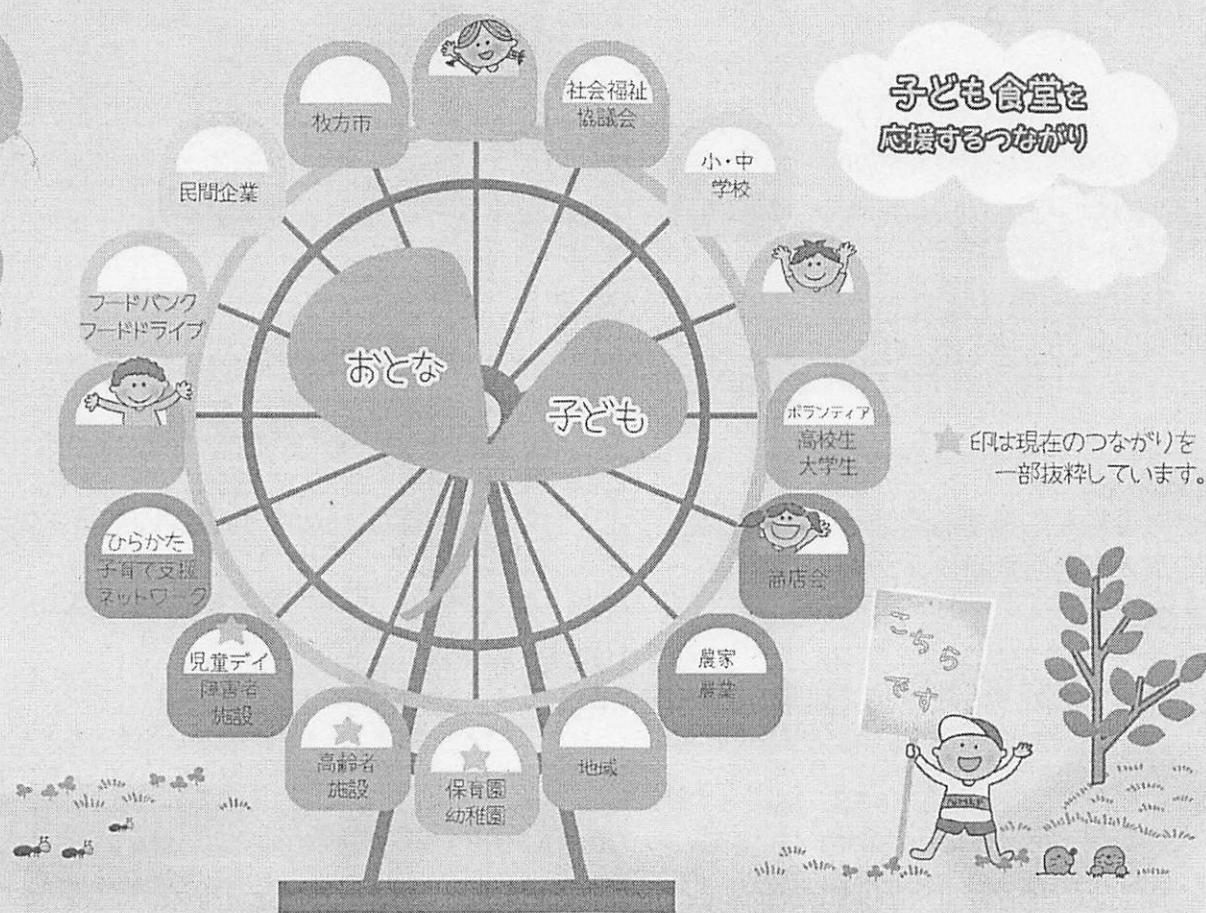
子ども食堂 MAP



**子ども食堂ネットワーク
(子ども食堂有志グループ) では...**

- ☆ 活動団体間の情報交換を中心に交流会。
- ☆ 物品、食材寄付、助成金案内などの情報提供。
- ☆ 活動実践者と意見交換を踏まえ、今後の活動に向けて情報共有。

子ども食堂を 応援するつながり



印は現在のつながりを一部抜粋しています。

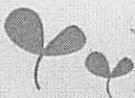
『もったいないをありがとうに』
フードドライブにご協力を!

フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を持ち寄り、
食品を必要とする施設やフードバンクなどに寄付する活動です。
子ども食堂ファンクラブでは、皆さんから食べ物を預かり、
地域の子ども食堂に届ける活動を続けています。

そして、未利用食品の地産地消を実践しながら、顔の見える関係での
フードドライブを目指しています。

NPO法人子ども食堂 ファンクラブ活動紹介

- ★ 子ども食堂に関わりたいボランティアさんの募集
⇒とにかくボランティアしたい!という人はいませんか?
- ★ 食材提供者の募集や食材の配達
⇒食材がある、余っているので活用して欲しい!という人はいませんか?
- ★ 子ども食堂の広報・周知活動
⇒もっと知って欲しい!子ども食堂のこと。
- ★ 子ども食堂の立ち上げのサポート
⇒子ども食堂をやりたい!という方に、市役所や保健所との
やりとりをサポート。
- ★ 子ども食堂のネットワークの構築
⇒それぞれ子ども食堂の横のつながりを創っています。
困ったときにはお互いさま。
- ★ 助け合いの輪を広げる活動
⇒子ども食堂が子どもたちだけでなく、困っている人たちの
福祉的な入口になれば。
- ★ 寄付をしたい人は、お申し出ください。
⇒クリスマスプレゼントや各種事業に活用し子どもたちに
届けていきます。



子ども食堂の頼い「地域の中でつながりあって子育て」

子どもが住まう地域の道を歩きお店のおじいちゃん・あばあちゃんと言葉や笑顔を交わすことこそ地域で子どもを育むということです。人が子どもの顔を覚え、遠くからでもみまることは…子どもの成長を支えることです。そんな経験や実感が今、大切にされ必要とされるものなのです。



『わたしでよければ』

そんなほんの少しの気持ちから。。。私たちと一緒に子どもの居場所を作っていませんか?
私たち、NPO法人子ども食堂ファンクラブは、皆さん全員を、子ども食堂ファンにしたい、という思いで活動しています。

運営団体をはじめ子ども食堂に関わりたい人は
「だれでもおいで」

発行団体

子ども食堂を応援する活動

NPO法人子ども食堂ファンクラブ

発行日

第一版 平成29年8月 第二版 平成30年8月
第三版 令和元年8月 第四版 令和2年8月

お問い合わせ

事務局 090-9983-5466 (担当 岸上)
072-845-6818 (ちいさいほいくえんみんなの里)

npokodomoshokudo@gmail.com



NPO法人

子ども食堂ファンクラブ



寄付のお願い

- 郵便局から振り込む場合
- ゆうちょ銀行 記号 14040
- 番号 57731631
- 名義 ひらかた子ども食堂ファンクラブ
- 他の金融機関から振り込む場合
- ゆうちょ銀行 店名408
- 預金種目 ふつう預金
- 口座番号 5773163



NPO法人子ども食堂ファンクラブは、持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。